一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百四十九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三号線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十七日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百五十四号東京都市計画道路事業幹線街路補助第三百十五号線
三　事業施行期間　自平成十八年七月二十四日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千三百七号相模原都市計画道路事業三・四・十八号相原城山線
三　事業施行期間　自平成十二年十二月七日至平成二十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百七十号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
氷見市中谷内字天池二八番一から同市中谷内字天池二一番二まで	一九・〇～三一・〇メートル	〇・一一九キロメートル
氷見市神代字駒端三一四一番一から同市神代字坪谷内二六番一まで	五六・〇～八五・〇メートル	〇・〇四四キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年三月十八日

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
氷見市中谷内字天池二八番一から同市蒲田字原田谷内一〇番一まで	前	一一・〇～一六二・〇メートル	五・三〇七キロメートル
	後	一一・〇～一六二・〇メートル	五・三〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
(二)　四百七十号　氷見市中谷内字天池二八番一から同市蒲田字原田谷内一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
(三)　供用開始の期日　平成二十二年三月十八日

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市五千石字堤下三六五三番三から同市新興野一九六九番四まで	前	一二・七五～六六・〇メートル	一・〇七一キロメートル
	後	一四・七五～六六・〇メートル	一・〇七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
中津川市茄子川字青木一九八九番一から同市茄子川字津戸井一六九七番一まで	前	一二・四〇～四五・一〇メートル	〇・〇九三キロメートル
	後	二三・九〇～四八・四〇メートル	〇・〇九三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所